

会 議 録

第7回定例会

開会 令和3年7月12日

教育委員会会議録

1 開 会 令和3年7月12日 午前10時

2 閉 会 令和3年7月12日 午前11時5分

3 教育委員会出席者

教育長	榊 浩一
委 員	小林 信行
委 員	河口 雅子
委 員	菊池 健次
委 員	島 隆寛
委 員	三木 千佳子

4 教育長及び委員以外の出席者

副 教 育 長	臼杵 一浩
教 育 次 長	藤本 和史
教 育 次 長	藤田 完
教 育 創 生 課 長	重田 英紀
学 校 教 育 課 長	木屋村 浩章
人権教育課いじめ問題等対策室長	高畑 聖
生 涯 学 習 課 長	藤井 宏孝
教 育 政 策 課 長	高崎 美穂
教 育 政 策 課 副 課 長	高木 和久

[開 会]

教育長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

教育長 配付されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

[議 事]

教育長 議案第21号を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《報告事項2 学校運営協議会の設置及び委員の任命について（令和3年6月分）》

教育長 報告を求める。

学校教育課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

河口委員：各高校でスクール・ポリシーが公開されている。資料を見ると、池田高校の学校運営協議会委員の中に中学校長が含まれていないが、学校運営協議会の委員の中に、地域の中学校長会の会長などの中学校長が含まれている方が、スクール・ポリシーを地域の中学校と共有し、より理解を深めてもらいやすいのではないかと。

学校教育課長：学校運営協議会委員の中に地域の中学校長を含んで連携を図る学校もあるが、学校運営協議会以外の場で中学校との連携を強化している学校もある。委員お話しのとおり、スクール・ポリシーの共有は大切であるため、中学校との連携を図るよう学校に伝えていく。

島委員：今年度、残り20校程度の学校運営協議会が設置されるということだが、委員の人選には校長の意向が強く働くのか。

学校教育課長：委員については、学校長から県教育委員会に推薦があがってくる。県教育委員会からは、学校に対して、各学校の教育活動の中で、その委員の方々にどのような支援が期待できるかを確認した上で委員に任命

している。

島委員：校長が、地域にどのような方がいるかを把握しておくことが重要になるのか。

学校教育課長：そうである。

菊池委員：残りの20校において、学校運営協議会が6月時点で設置されていないのは、委員の人選に苦慮しているからか。

学校教育課長：校長の異動があった場合は、学校運営協議会の進め方や委員の人選を検討するのに時間を要している部分があると考えられる。各校に対して、速やかに学校運営協議会を設置するよう伝えていく。

教育長：河口委員への返答の補足になるが、三好郡市では高校・特別支援学校・中学校の意見交換会が頻繁に行われており、中・高の結びつきを非常に大事にしている。池田高校の学校運営協議会の委員に中学校長は含まれていないが、学校間で要望や意見が共有されており、中・高の連携が十分に図られていると考えられる。

《議案第22号 「徳島県読書バリアフリー推進計画」について》

教育長 説明を求める。

生涯学習課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

小林委員：大変分かりやすい計画である。「読書バリアフリー」という言葉を知らなくても、よく分かる内容となっているので大変良いと思う。

河口委員：私も大変分かりやすくできていると思った。下に注釈が示されているのも良い試みである。また、11ページには成果指標も記載されているので、この5年間でこれらの目標に向かって取り組んでいくことができる。大変分かりやすく、良い計画ができたのではないかと思う。成果指標の項目の中にある、高校生の製作人材について、令和2年度は0となっているが、令和7年度では100と示されているので、是非、目標として取り組んでいただければと思う。

菊池委員：資料1枚目の「5 施策の推進体制」に「読書バリアフリー推進の拠点となる点字図書館」との記載があるが、今回の構想の中でどこを拠点とするのかについては、考えているのか。

生涯学習課長：県立障がい者交流プラザの2階にある、視聴覚障がい者支援センターで、点字図書等の製作や貸出を行っている。ここが県内唯一の点字図

書館であるため、そこを拠点と考えている。点字図書館と公立図書館、学校図書館との連携がまだ十分ではないので、まずは点字図書館を軸として連携体制を作っていくことを考えている。点字図書館では、点字図書等の製作や人材育成のノウハウを持っており、一番深く関わっているため、そこを拠点に取組を進めていきたい。

教育長 議案第22号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第22号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項1 第1回徳島県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会の概要について》

教育長 報告を求める。
教育創生課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

島委員：このことについては、様々な御意見があり、県民の皆さんにとっても非常に興味深い事柄だと思う。この委員会で頂いた様々な意見を、どのように取り入れていくのか。

教育創生課長：確かに様々な御意見を頂いている。文化部の募集の全体数をどう増やすのか、スクール・ポリシーについてはどのように反映させていくのか等、事務局としては、頂いた御意見を参考として、これから新しい選抜のかたちを検討していくことになる。

小林委員：特色選抜の指定競技以外で募集をする競技等については、各学校の判断で選ぶことができるのか。

教育創生課長：そうである。各学校がそれぞれの高校の特色化を図っていく上で、どの競技等で募集をするかを決めていく。

小林委員：全体的に野球が多いが、それはそもそも高校野球自体がメジャーな競技であるから、それで高校をアピールしようという考えからか。

教育創生課長：中には、そう考えている高校もあるかもしれない。

小林委員：野球をずっと頑張っている生徒のうち、高校卒業後、野球で進学・就職する生徒が果たして何名くらいいるのか。野球は高校で終わりにするという生徒の話は今までに何度も聞いたことがある。その理由が、高校で練習し

過ぎたからということであれば、その生徒の将来にとって良くないのではないか。将来に繋げられるようなスポーツであった方が良いと思うので、ここは、各高校の校長先生に考えていただかなければならない問題だと思う。

河口委員：文化部の募集が少ないというのが課題になっているが、資料を見ると、確かに文化活動の募集が少ない。吹奏部、オーケストラ、合唱部などの募集は多いが、書道、美術などは名西高校にはあるが、他校には無い。指導者の関係もあるとは思うが、校長先生が文化的な活動に力を入れ、学校独自の文化活動を作り上げていこうとすれば、それが大学等への進学にも繋がります。文化的な面で、より活性化されるのではないかと。先ほど、小林委員から、部活動を高校で辞めてしまうという話があった。中学校でも頑張り過ぎると高校に進学した後、辞めてしまう子もいる。私も合唱を指導していた経験があるので、経験上、指導者側の姿勢、指導の在り方も継続という面で大切と思う。俳句など、他の様々な文化活動を高校の先生方が考慮していただければ、文化活動面がより活性化されるのではないかと。思う。

教育創生課長：指導者側の課題については、改善検討委員会の委員からも意見を頂いており、大切であると認識している。

《報告事項3 令和3年度第1回徳島県いじめ問題等対策審議会の議事内容について》

教育長 報告を求める。

いじめ問題等対策室長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

菊池委員：スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーの活動実態に関する報告書などはあるのか。

いじめ問題等対策室長：勤務の実績報告書を月1回提出していただいている。

菊池委員：カウンセリング相談、助言・援助などを行う中で、問題を未然に防いだ事例はあるのか。

いじめ問題等対策室長：実績報告書の中にはそこまで詳しく記載されていないが、スクールカウンセラーの方と意見交換するなど、情報共有に努めている。

菊池委員：生徒からスクールカウンセラーの方へ、直接、相談ができる状況なのか。

いじめ問題等対策室長：各学校によって広報の仕方は若干異なるが、スクールカウ

セラー便り等を作成し、掲示することによって来校日を周知したり、実際にカウンセラーが直接教室棟へ出向き、学校での所在を伝えたりしている。申込みの流れとしては、教育相談コーディネーターに申し込み、そこから相談に入っていく事例が多いと思われる。

三木委員：自分から悩みを学校で相談できる子どもばかりではなく、自分から言えない子どももいる。そもそも学校の中での相談ということ自体に拒否反応がある子もいると思う。よく公衆の場で、相談先等が書かれた貼り紙を見かけることがあるが、学校以外の場での取組など、子どもが安心感を持って相談できる取組は他にあるか。

いじめ問題等対策室長：コロナ禍において、子どもたちが一人で不安を抱え込まないことが大切であると認識している。学校を通しての紹介ではあるが、学校以外の様々な相談窓口一覧を周知するよう、各市町村教育委員会や学校へ依頼している。

三木委員：不登校やいじめ等の原因について、様々な聞き取りをされていると思うが、報告結果等をまとめたものはあるか。

いじめ問題等対策室長：毎年行われている問題行動等調査では、全国の数値しか公表されていないが、小・中学校では「無気力・不安」が不登校の原因として1番多く、次いで「いじめを除く、友人関係をめぐる問題」、その次に「親子の関わり方」となっている。

三木委員：道徳の授業など、学校では、いじめ等について先生方が熱心に指導をしてくださっているが、「いじめは良くない」「いじめをなくすため、このように対策した方が良い」等、授業では良い発言をしている子どもの中には、いじめている側の子どもの存在するのではと思う。誰がいじめている側なのか先生方からは把握しにくいという、そうした事例も少なからずあるのではと思うのだが、そうした場合、どのような解決方法があるか。

いじめ問題等対策室長：徳島県で進めている取組の一つに、いじめ防止子ども委員会がある。この委員会は、各小・中学校、中等教育学校、特別支援学校の小・中学部において、子どもたちが主体となり、自分たちの中からいじめをなくしていこうという機運を高め、具体的な活動へつなげていこうとするものである。今、県内の全公立小・中学校、中等教育学校、特別支援学校において、いじめ防止子ども委員会が設置され、子どもの主体的な取組を進めているところである。子どもたちから出てきた声を反映させ、今後の取組につなげていく。

河口委員：資料に「当たり前前の方が当たり前前のできる集団づくりや学級づくりこそが、いじめ防止の基本である」との意見が記載されているが、こうした意見を受けて、具体的にどのように取り組むのか、もう一步踏み込んだ対応をお願いしたい。また、「『重大事態対応チェックシート』を活用」との記載もあるが、実際に学校現場でどのように活用したのか等、具体例を示していくと、より内容が深まるのではないか。もちろん、資料に記載されている意見はもっともな内容である。集団づくりや学級づくりは、いじめ防止の基本であり、いじめ防止子ども委員会において、子どもたちが主体的に活動していくことも非常に大事なことである。ただ、子どもたちが日々の生活や友達のことを振り返り、日常の学校生活の中で、自分の言動等を反省する。そして、友達を認め合いながら学級づくりを進めること等、より具体的な指導の在り方等についての話し合いをしなければならないのではないか。

いじめ問題等対策室長：今回は、第1回の会議だったため、それぞれの委員さんのお考えをお聞きしたところである。

河口委員：今後の会議では、より具体的な内容を盛り込んだ議論をしていただければと思う。特に今年はコロナ禍ということで、いじめ問題や不登校等への影響が懸念される。重点的にそのような内容を入れていただきたい。

小林委員：各学校において、いじめに関するアンケート調査は、どれくらいの頻度で実施しているのか。

いじめ問題等対策室長：全ての学校において、アンケート又は面談を通して、子どもたちの声を聞く機会を持っている。県教育委員会としては、学期に1回程度を推奨している。

小林委員：学期に1回ということは、年3回行うのか。

いじめ問題等対策室長：実際に1年に何回実施するのかは、各学校の実態にもよる。

小林委員：もう少し回数を増やした方が良いのではないか。

いじめ問題等対策室長：中には、月1回の調査をし、子どもたちの状態を、全教職員で共通理解し合っている学校もある。

小林委員：できれば学期に1回ではなく、1か月に1回となれば、子どもや保護者の声をより多く拾い上げることができるので、是非、検討をお願いしたい。これとは別件だが、もう1点伺いたい。今、同和問題は怎么样了のか。人権教育課として、取り組んでいることはあるか。

藤田教育次長：若い世代の同和教育に対する認識は、全国的に少し低下しており、確かに懸念するところである。ただ、毎年、人権教育の中で同和問題は人権問題の重要な柱であるという認識を持っており、学校として取り

組む姿勢は揺るぎないものがある。人権教育課においても、今年度の重点目標として、夏にフィールドワーク等を行う教職員研修において、今年度は同和問題にスポットを当てたフィールドワークを行う計画を進めているところである。

島委員：不登校については、昔と比べると「頑張って学校に来なさい」という方針ではなく、最近ではむしろ「無理して来なくてもいいよ」というように変わってきていると感じる。可能であれば保健室で授業を受けられるようにするなどの配慮は必要だが、無理して登校させたことが原因となる、非常に深刻な事態となるのを防ぐという点では、やはり無理矢理登校させなくてもよいと思う。その一方で、これから進学を希望する場合には、一定の基礎学力を身に付けている必要があるため、更なるICTの活用が重要となる。不登校の子どもが進学して、環境が変われば学校へ通えるようになる場合も考えられる。不登校問題について、今の教育では、無理して学校へ行く必要はないというスタンスなのか。

いじめ問題等対策室長：平成28年の教育機会確保法において「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるとの方針が示された。休養の必要性が言及されると同時に、様々な学びの場の確保についても言及されている。スクールカウンセラー等の専門家とも連携し、子どもの状態をよく見極めた上で、学校に登校できるような状況が整えば、そこで声かけをし、一歩背中を押すことが大事と考える。県教育委員会からも、段階別不登校対応ハンドブックをお示ししているのので、先生方に参考いただき、子どもたちの状況に寄り添った声かけの実施、別室登校への配慮などを行っていただく。どうしても家から出られない子についても、学校の教職員が定期的に家庭訪問をしながら、支援している。先ほどのお話しにあった、ICTを活用した不登校児童生徒の支援についても、部会を立ち上げて検討しており、そうした場で具体例などを横展開していきたい。

藤田教育次長：先ほど、委員から大切なご指摘を頂いた。同じクラスで起こったいじめを先生に言えない、友達にも言えないことは、非常に残念で由々しき状況と考える。学級づくりや集団づくりが基本にあることは紛れもないことであり、毎朝の登校から下校までの間に子どもが自分の思いを、友達や学校の先生へ伝えることができる学校・学級づくりが大切

である。集団づくりの基本については、教職員研修や学校におけるメンター制度により、若い教職員が学び、教える側の教職員も学び直しをしている。教職員は、クラスで今いじめが起こっているのかを把握できるように、常に人権感覚を研ぎ澄ましていなければならない。日々の授業の中で、間違っただけを言っても友達が助けてくれたり笑われたりしない授業を積み重ね、困った時に肩を貸してくれる友達がいるクラスにしておくべきではない。このような目標を教職員自身が意識し、児童生徒とともに取り組める学級経営を行い、いじめや不登校等の問題を解決していくことが大切であると、改めて考えている。

河口委員：三木委員のおっしゃるとおり、道徳の授業では「いじめはいけない」と子どもは言うと思う。しかし、自分自身を振り返ったときに、それを自分ごととして振り返ることができずに言っている。道徳の授業の中だけで、いじめ問題や人権教育を扱うのではなくて、日々の自分の生活の中から振り返る力が、子どもたちに備わっていなければならないと考える。そうした中で様々なことを学び、お互いに助け合える気持ちを育てていかなければならない。確かに、授業で建前を言う子はいると思う。いじめ問題は、自分にも関係する問題だと認識できない子どもが、いじめを起こしてしまう可能性がある。一日の最後に、自分を振り返る時間をつくり、友達の良いところを認め合えるような学級づくりに向けた見直しが基本的には一番大事なことと思う。

三木委員：いじめてしまう側の子どもの状態も心配である。自分が辛い時に、他の幸せそうな子を見て腹が立ったという理由で、いじめてしまう子どもがいると聞いたことがある。これはいじめられた子を支援することと同じくらい、あるいは、状況によってはそれ以上に、いじめた側の子の支援も難しい問題である。

藤田教育次長：双方に支援が必要なのは当然だが、いじている側の子どもが抱える背景を把握し、周りの教職員が状態を見守り、フォローしていかなくては、いじめの根本的な解決が難しいと思われる。子どもの出すSOSを、教職員が見逃さないようにしなければならない。難しい問題だが、どの学校でも、しっかり考えていかなければならない問題である。

[非公開]

《議案第21号 徳島県いじめ問題等対策審議会委員の任免について》

[閉 会]

教育長

本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉 会 午前11時5分